

議案説明資料

条例改正概要・新旧対照表 ほか

議案第 1 号

平成 30 年度 富士見町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
（議案集：補正予算 歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください）

議案第 2 号 …… p 1 ～ p 2

富士見町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
（改正概要・新旧対照表）

議案第 3 号 …… p 3 ～ p 4

諏訪南行政事務組合理約の一部変更について
（変更概要・新旧対照表）

議案第 4 号

損害賠償の和解と賠償額の決定について
（議案集：別記をご覧ください）

議案第 5 号 …… p 5 ～ p 29

町道の路線の認定並びに廃止及び一部廃止について
（認定並びに廃止及び一部廃止理由・説明図）

議案第 6 号 ～ 議案第 8 号

平成 30 年度 各会計補正予算について
（議案集：各補正予算 歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください）

富士見町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要

平成30年12月 上下水道課

1. 改正の趣旨

(水道事業の給水区域等の変更について)

富士見町水道事業の変更認可として、第14次拡張事業の中で第6水源及び青木の森水源の浄水方法の変更を行う。

2. 改正の内容

当該水源は、近年の環境変化によって水質悪化が懸念されるため、膜ろ過処理施設の導入を行い、浄水方法の変更により水道受益者への水質的安定供給を図ることを目的としている。その際、経営の基本となる計画給水人口と計画1日最大給水量を変更する。

富士見町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年富士見町条例第18号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
(経営の基本) 第2条 (略) 2 水道事業の給水区域等は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 計画給水人口 <u>14,800人</u> (3) 計画1日最大配水量 <u>15,600立方メートル</u> 3 (略)	(経営の基本) 第2条 (略) 2 水道事業の給水区域等は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 計画給水人口 <u>14,200人</u> (3) 計画1日最大給水量 <u>14,600立方メートル</u> 3 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u>

諏訪南行政事務組合同規約の一部を変更する規約の概要

平成30年12月 建設課

1. 改正の理由

茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会において、諏訪南リサイクルセンターの処理する品目の中に、共同処理品目と茅野市単独処理品目とがあり、茅野市単独処理分に係る建設的及び経常的経費については、茅野市が全額負担することが合意されました。

一部事務組合の規約変更については、地方自治法第286条第1項により、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、協議については、同法第290条により議会の議決を経ることと規定されています。

2. 改正の内容

諏訪南リサイクルセンターの設置、管理及び運営に関する事務経費において負担割合のある建設的経費及び経常的経費は、茅野市が単独で使用する設備に係る建設的経費及び経常的経費を除くとともに、負担割合のないものは、茅野市が単独で使用する設備に係る建設的経費及び経常的経費を加えるものとする。

3. 施行期日

施行期日は、平成31年4月1日からとします。

諏訪南行政事務組合規約（昭和49年長野県中南信事務所指令48 中南県第695号）新旧対照表

現行		変更案	
別表第2（第12条関係） 組織市町村が負担する分担金割合 1及び2（略） 3 諏訪南リサイクルセンターの設置、管理及び運営に 関する事務		別表第2（第12条関係） 組織市町村が負担する分担金割合 1及び2（略） 3 諏訪南リサイクルセンターの設置、管理及び運営に 関する事務	
経費区分	負担する市町村名	経費区分	負担する市町村名
建設的経費	茅野市 富士見町 原村	建設的経費 （茅野市が単独で使用する設備に係る建設的経費を除く。）	茅野市 富士見町 原村
経常的経費	〃	経常的経費 （茅野市が単独で使用する設備に係る経常的経費を除く。）	〃
		茅野市が単独で使用する設備に係る建設的経費及び経常的経費	茅野市
均等割 20% 人口割 80%		均等割 20% 実績割 80%	

町道の路線の認定並びに廃止及び一部廃止の理由

平成30年12月 建設課

1. 町道 1038 号線、町道 1040 号線、町道 1041 号線、町道 1042 号線、町道 1043 号線及び町道 1055 号線 関係

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為に伴うもので、廃道敷地は開発行為者に貸付けます。

なお、町道 1041 号線に関しては貸付けの対象とならないものの、開発区域内に残置されないように公図と一致させるため、廃道したうえで認定し直すものです。

2. 町道 1181 号線 関係

町道 1181 号線は、平成 22 年富士見町告示第 43 号により廃道されたところ、この路線は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定により特定行政庁が指定した道路であり、廃道により建築基準法第 43 条第 1 項の規定に違反する建築物の敷地が生じたことが、調査により判明しました。

廃道に係る議決及び廃道行為を取消すことができないことから、道路敷地の権原を取得したうえで新規に路線を認定し、違法状態を解消するものです。

3. 町道 3368 号線 関係

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による開発行為に伴うもので、道路を付替えます。なお、路線の起終点が同一であり路線の根本目的は変わらないものの、一部の区間は代替性が認められないため、路線の変更によらず廃道をしたうえで認定し直すものです。

4. 町道 5695 号線、町道 5696 号線、町道 5697 号線及び町道 5698 号線 関係

道路敷地の権原の範囲と道路区域とが一致されるべきであり、おおむね平成 20 年から平成 23 年にかけて是正を図ったところ、本件路線付近の敷地における建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認に際し、本件路線が調査漏れであったことが判明しました。

本件路線を廃止しても建築基準法第 43 条第 1 項の規定に違反する建築物の敷地が生じないため、権原を取得せずに廃道するものです。

路 線 の 一 覧

1. 道路法第8条第1項の規定により認定する路線

番 号	路 線 名	起 終 点 地 番		重要な経過地	延長 (m)
		起 点	終 点		
1	1041 号線	富士見 11404-332	富士見 11404-327		30.5
2	1181 号線	富士見 9638-1	富士見 9933-1		82.6
3	3368 号線	落合 9984-921	立沢 2213-40		781.1

※路線延長は公図上の道路中心線により測定したおおよその数値であり、道路台帳の調製等により変動する場合がある

2. 道路法第10条第1項の規定により廃止する路線

番 号	路 線 名	起 終 点 地 番		重要な経過地	延長 (m)
		起 点	終 点		
1	1041 号線	富士見 12229-327	富士見 12229-329		53.3
2	1042 号線	富士見 11404-327	富士見 11404-618		329.3
3	1043 号線	富士見 11404-440	富士見 11404-444		249.6
4	3368 号線	落合 9984-921	立沢 2213-40		660.7
5	5695 号線	乙事 3750-1	乙事 3756		133.5
6	5696 号線	乙事 3750-1	乙事 3756		56.7
7	5697 号線	乙事 4374-2	乙事 3755		59.4
8	5698 号線	乙事 3793	乙事 3764		110.2

3. 道路法第10条第1項の規定により一部廃止する路線

番 号	路 線 名		起 終 点 地 番		重要な経過地	延長 (m)
		旧 新	起 点	終 点		
1	1038 号線	旧	富士見 11404-284	富士見 11404-438		358.5
		新	富士見 11404-284	富士見 11404-433		201.7
2	1040 号線	旧	富士見 11404-331	富士見 11404-336		290.3
		新	富士見 11404-331	富士見 11404-70		76.5
3	1055 号線	旧	富士見 11402-10	富士見 11404-339		221.2
		新	富士見 11402-10	富士見 11404-296		157.4

※路線延長は公図上の道路中心線により測定したおおよその数値であり、道路台帳の調製等により変動する場合がある

(参考) 本件路線の異同により生じる路線延長の変動の総計

－1192.9m

町道の路線の認定並びに廃止及び一部廃止箇所 見取図・詳細図

○説明資料の構成

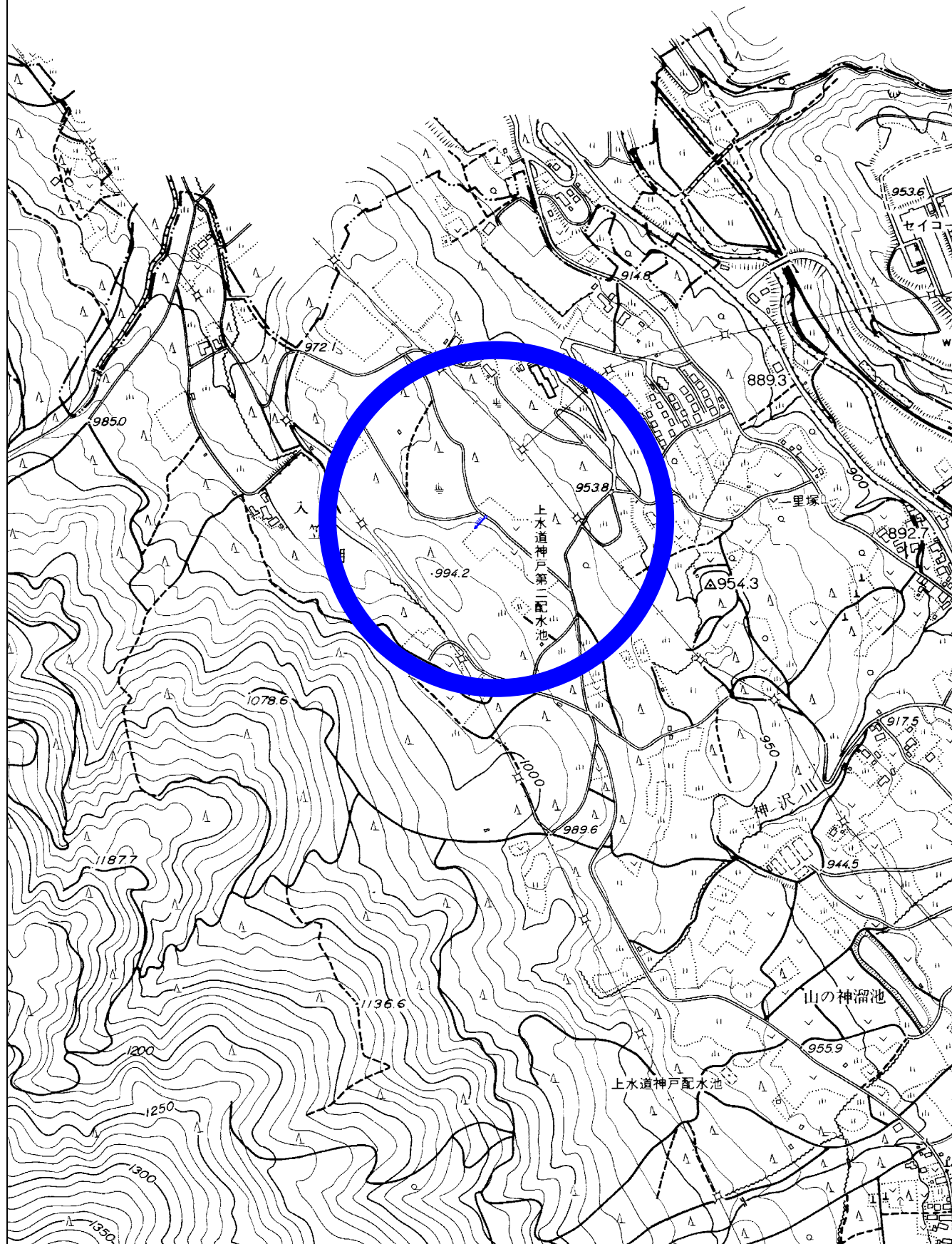
1. 見取図 認定並びに廃止及び一部廃止する路線の位置を示してあります。(縮尺 1 万分の 1)
2. 路線詳細図 道路台帳図に、認定並びに廃止及び一部廃止する路線に路線番号を付して位置を示してあります。(縮尺 2 千分の 1)
3. 公図 認定並びに廃止及び一部廃止する路線に路線番号を付して位置を示してあります。(縮尺 2 千分の 1)

見取図（路線認定）

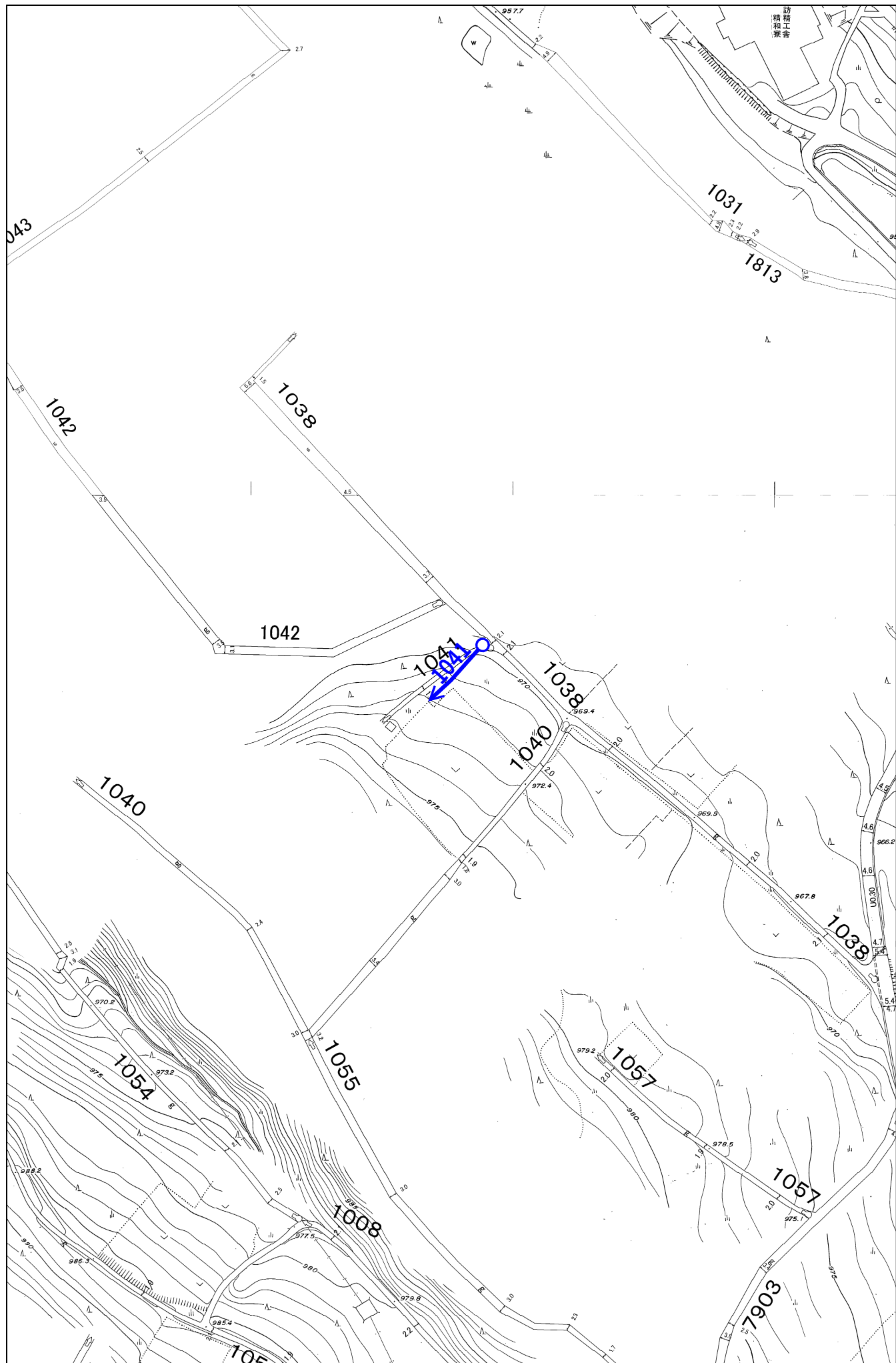
市



S=1:10,000



路線詳細図（路線認定）



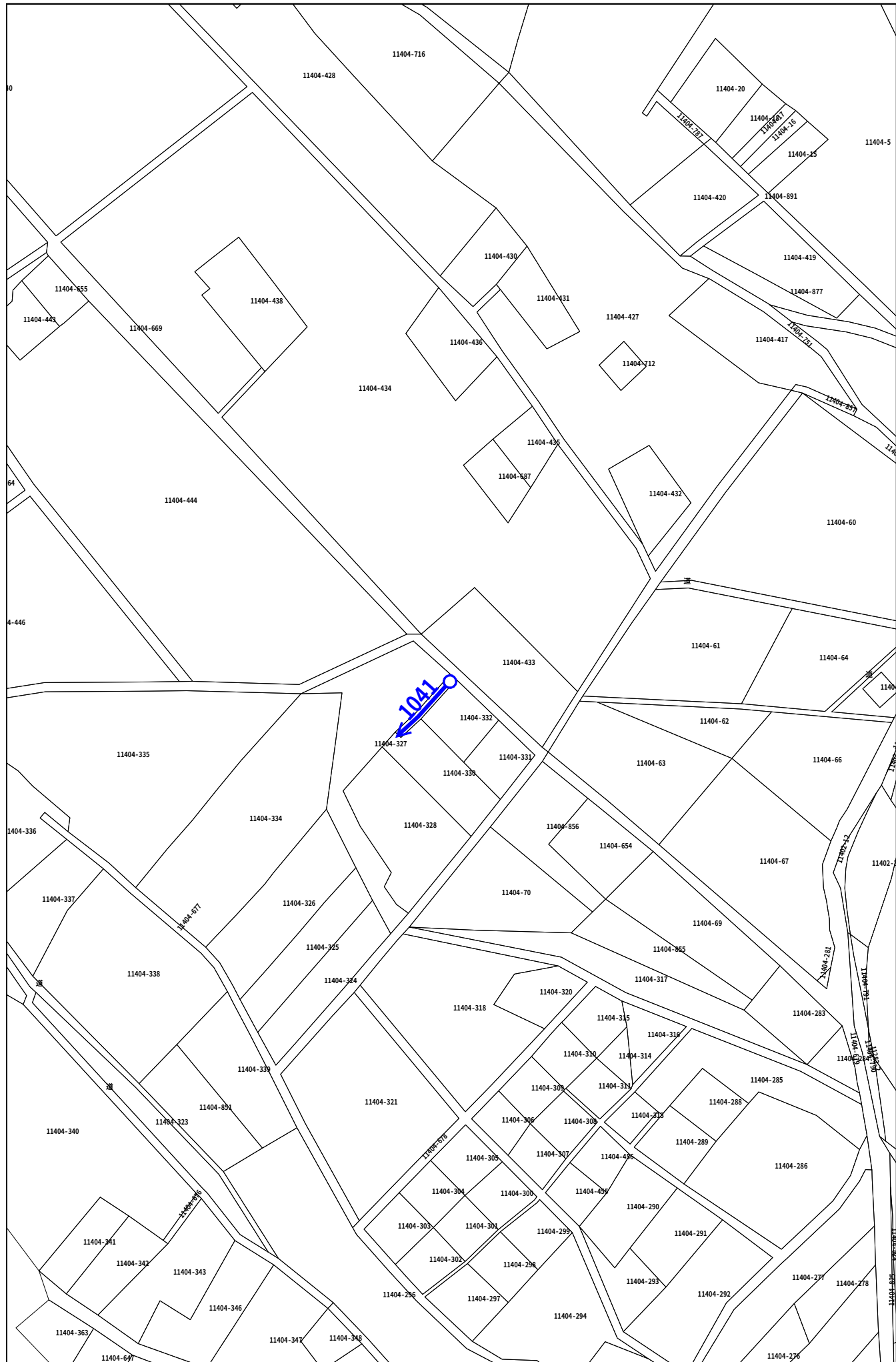
訪
精
和
工
舎

S=1:2,000

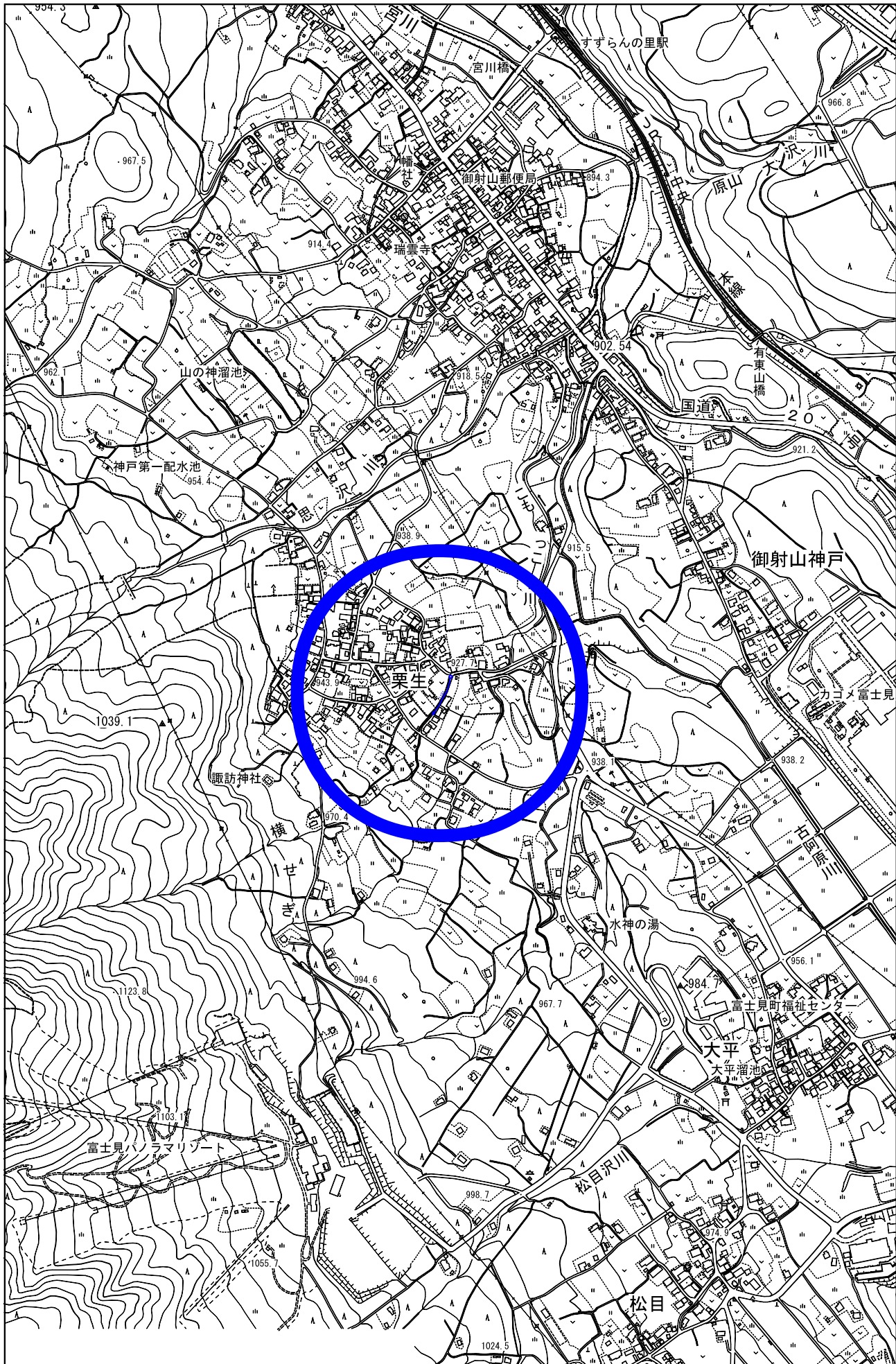
公図（路線認定）



S=1:2,000

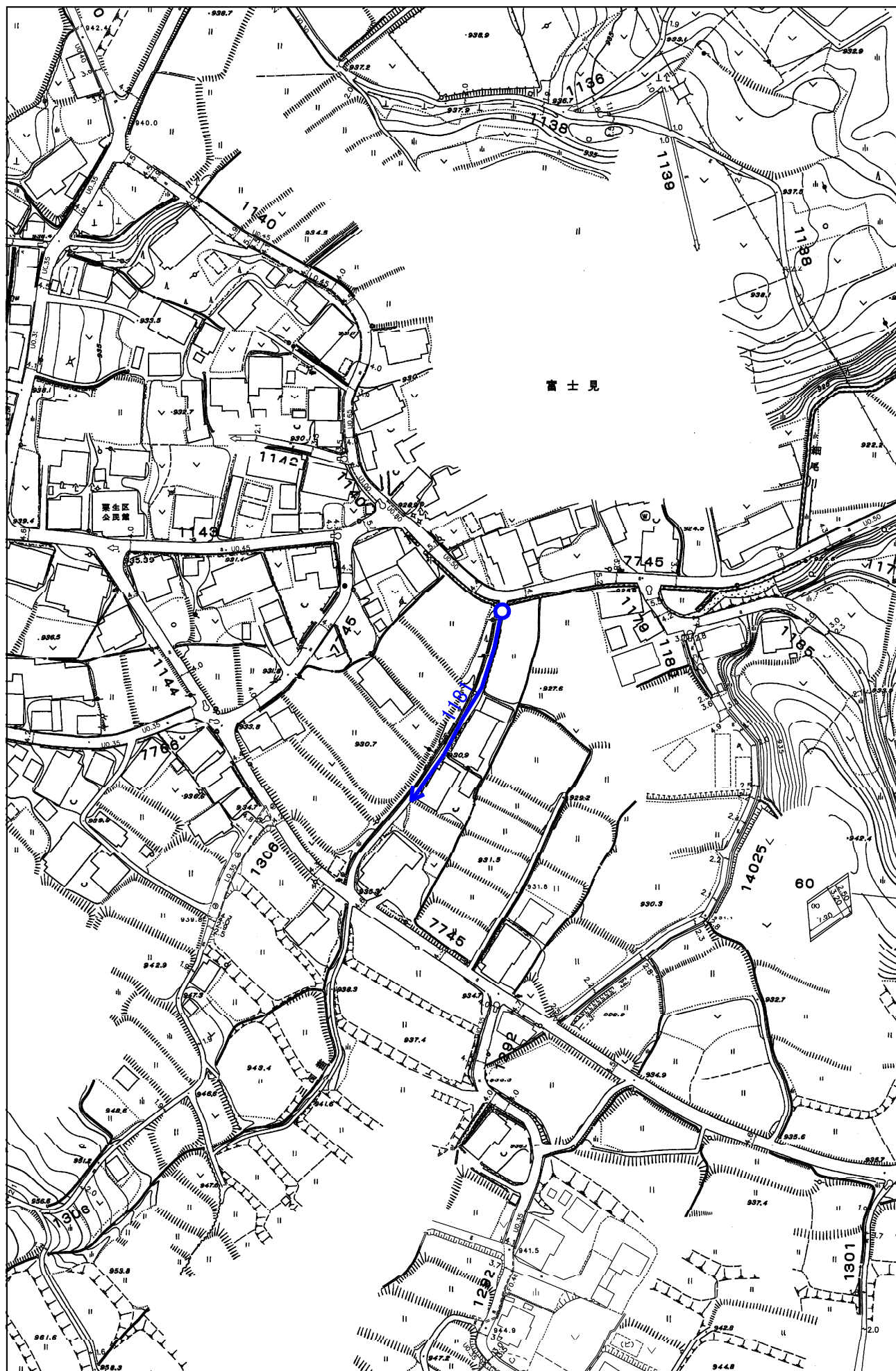


見取図（路線認定）



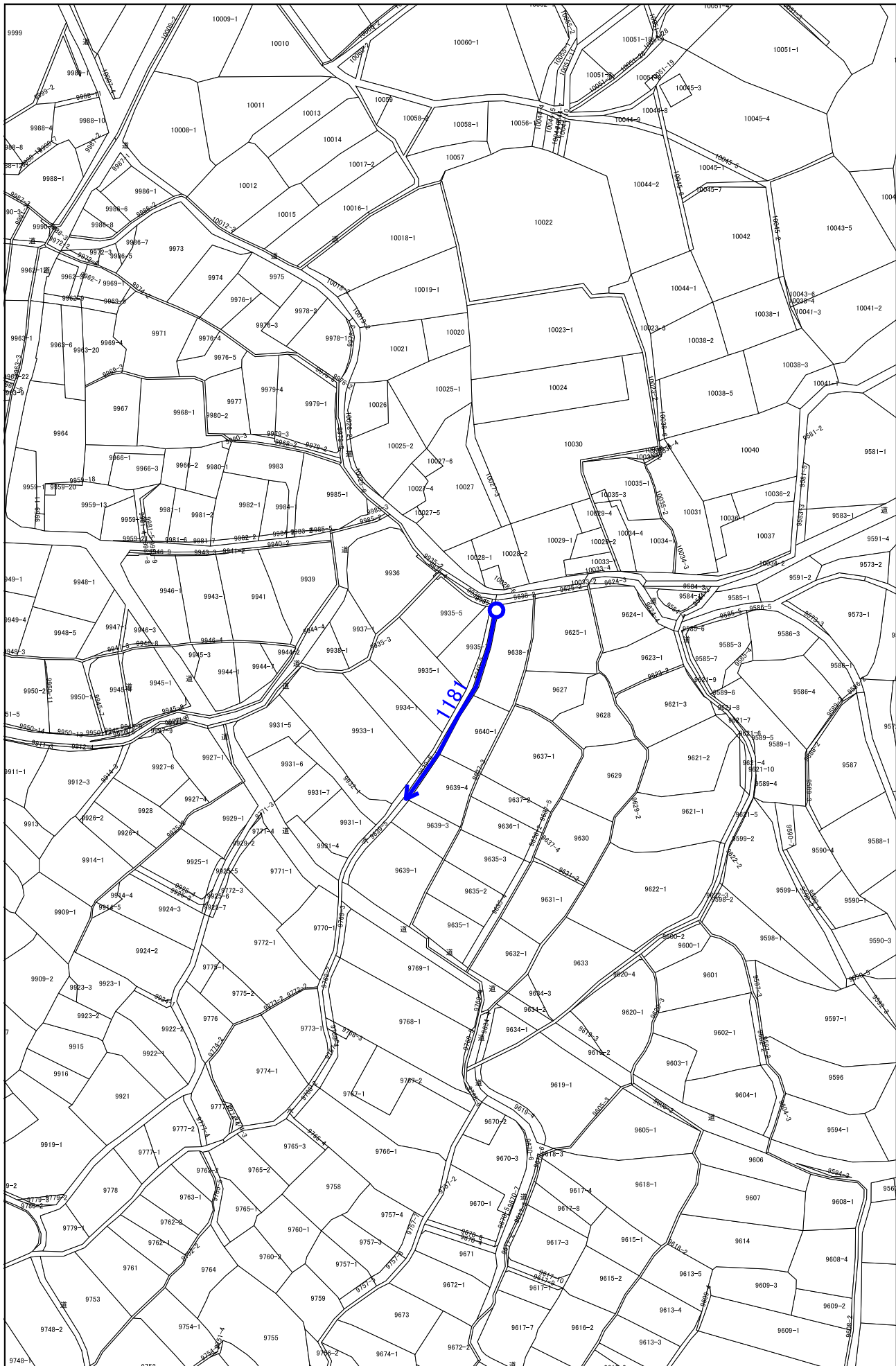
S=1:10,000

路線詳細図（路線認定）



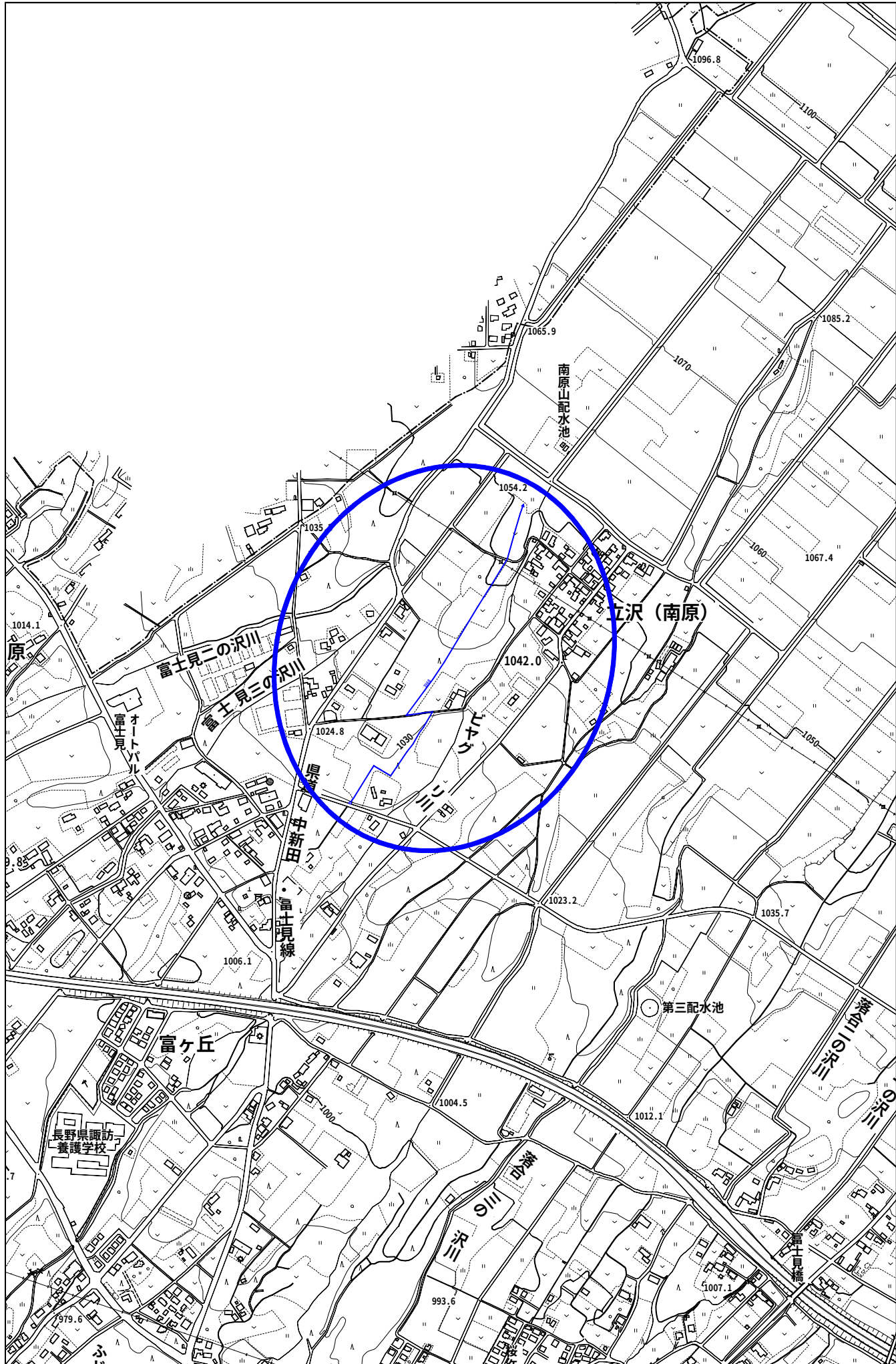
S=1:2,000

公図（路線認定）



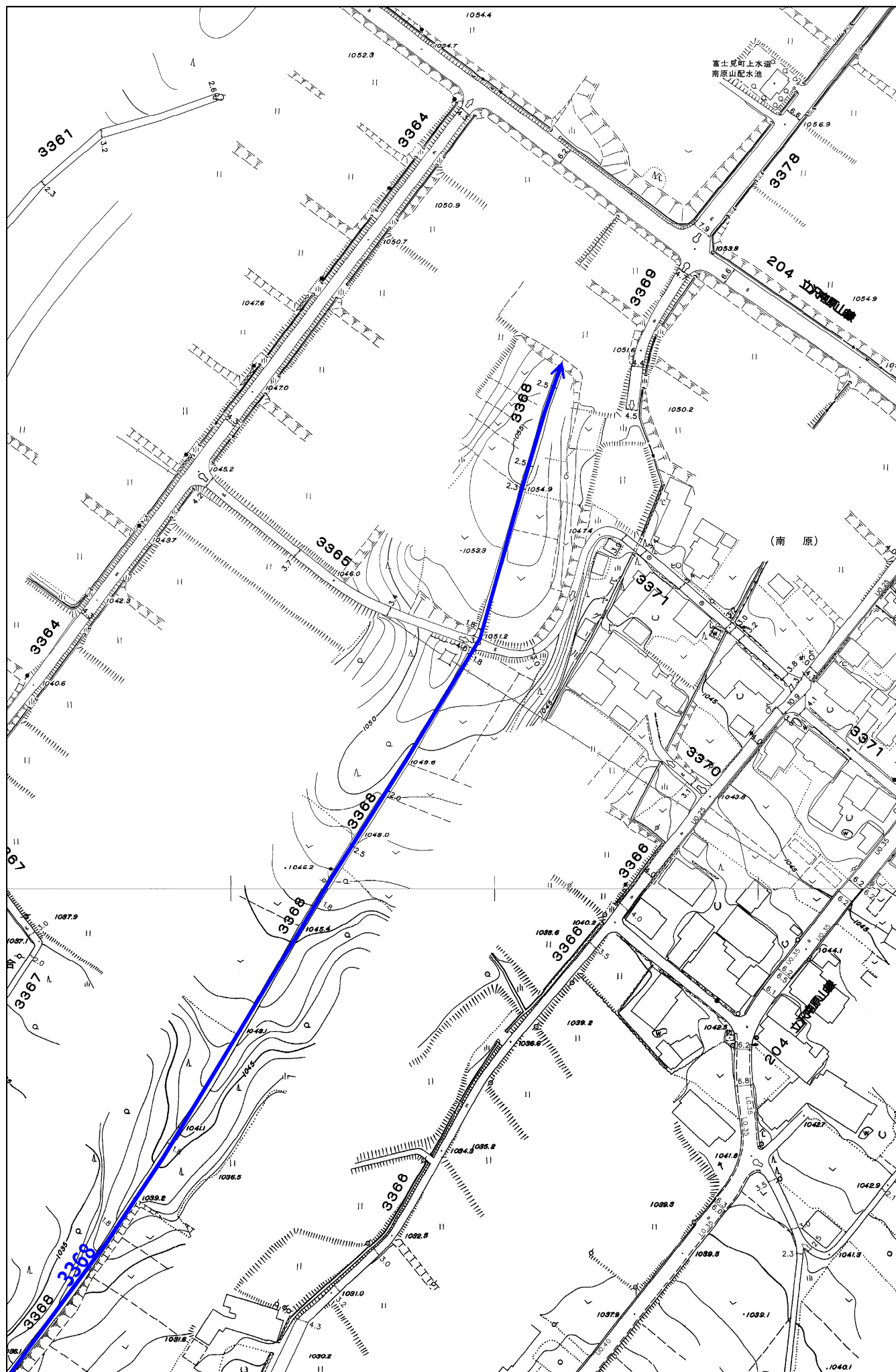
S=1:2,000

見取図（路線認定）



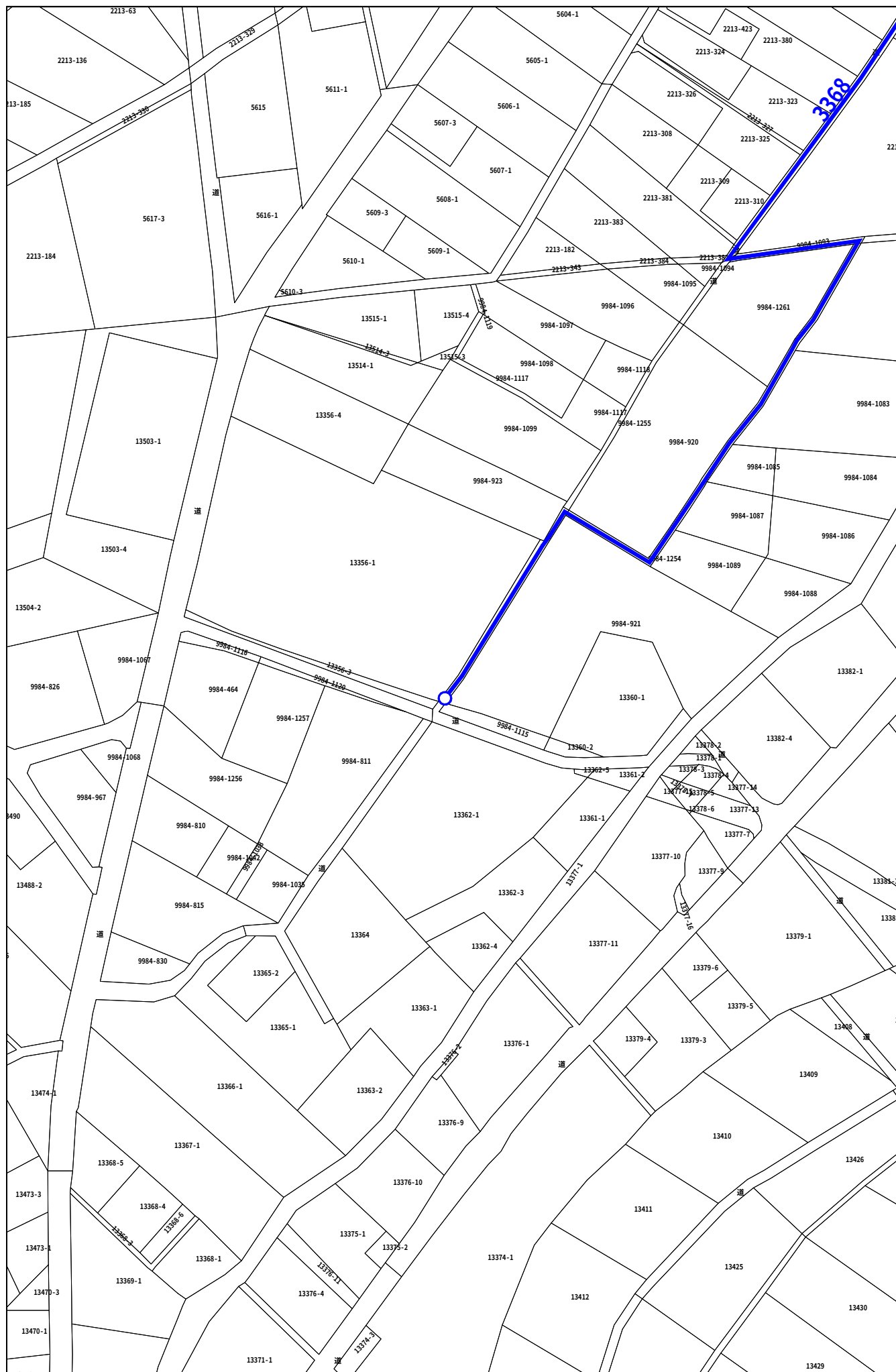
S=1:10,000

路線詳細図（路線認定）



S=1:2,000

公図（路線認定）



S=1:2,000

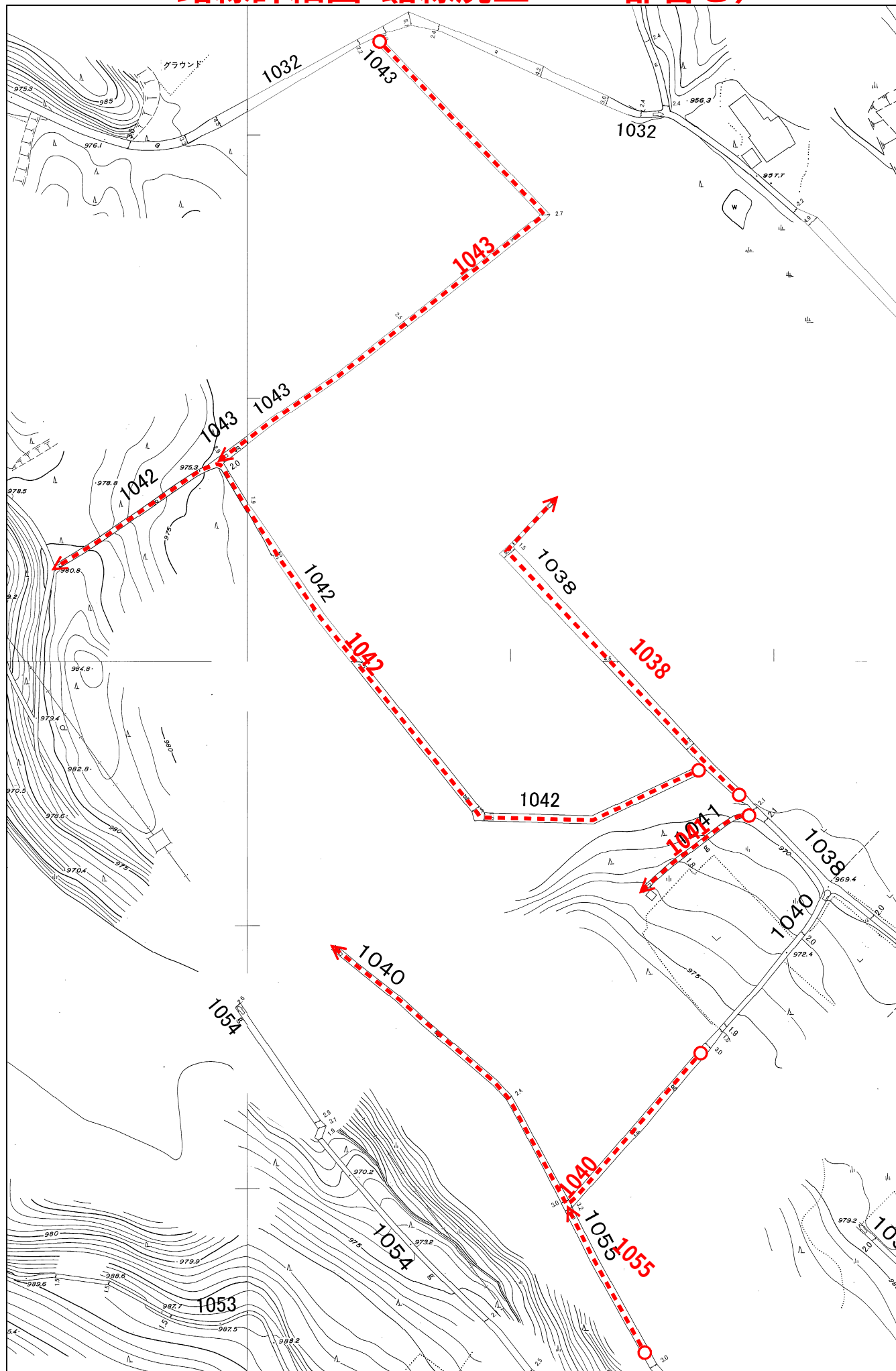
公図（路線認定）



S=1:2,000

[illegible]

路線詳細図 路線廃止ー一部含む)

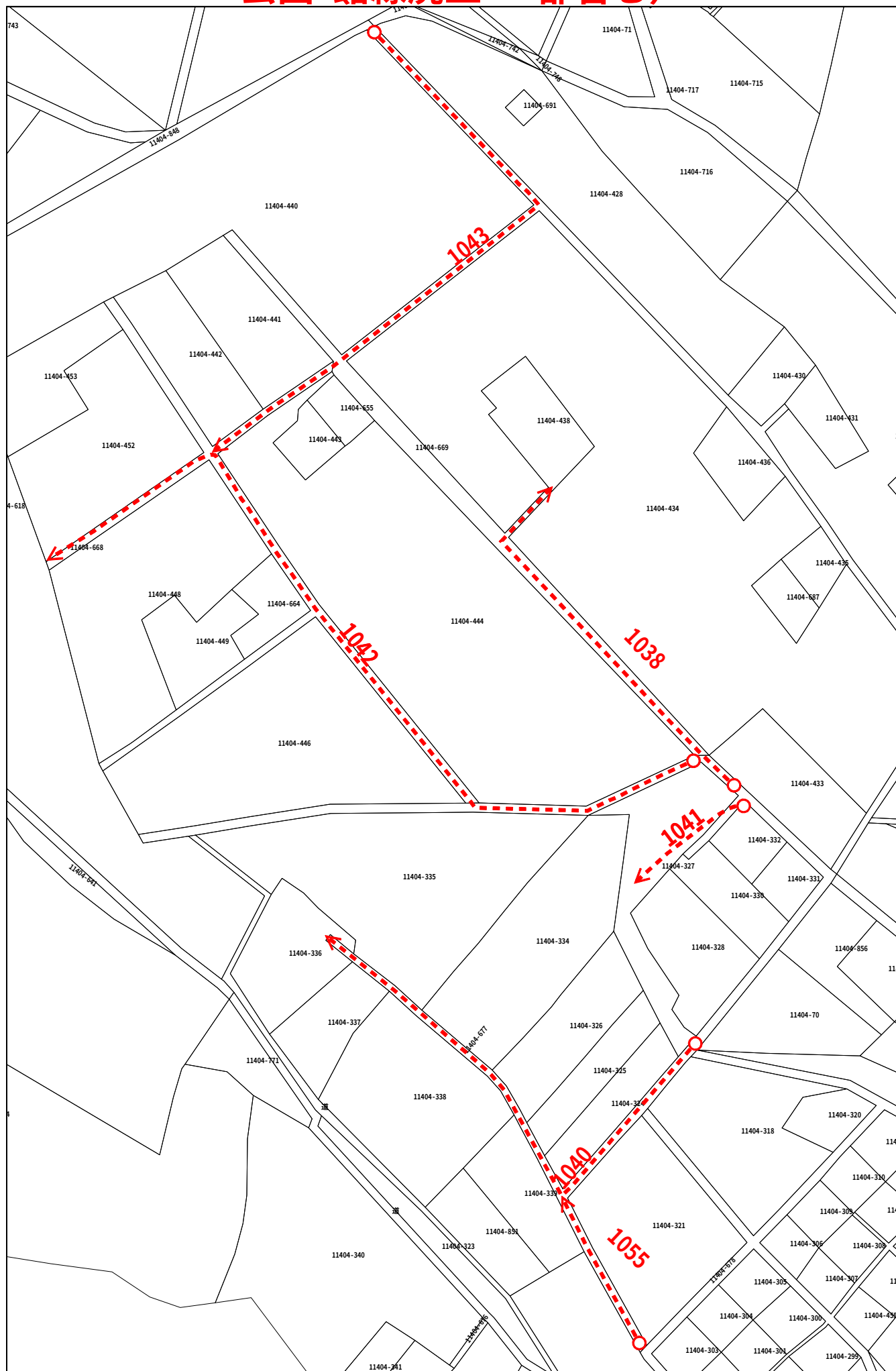



 S=1:2,000

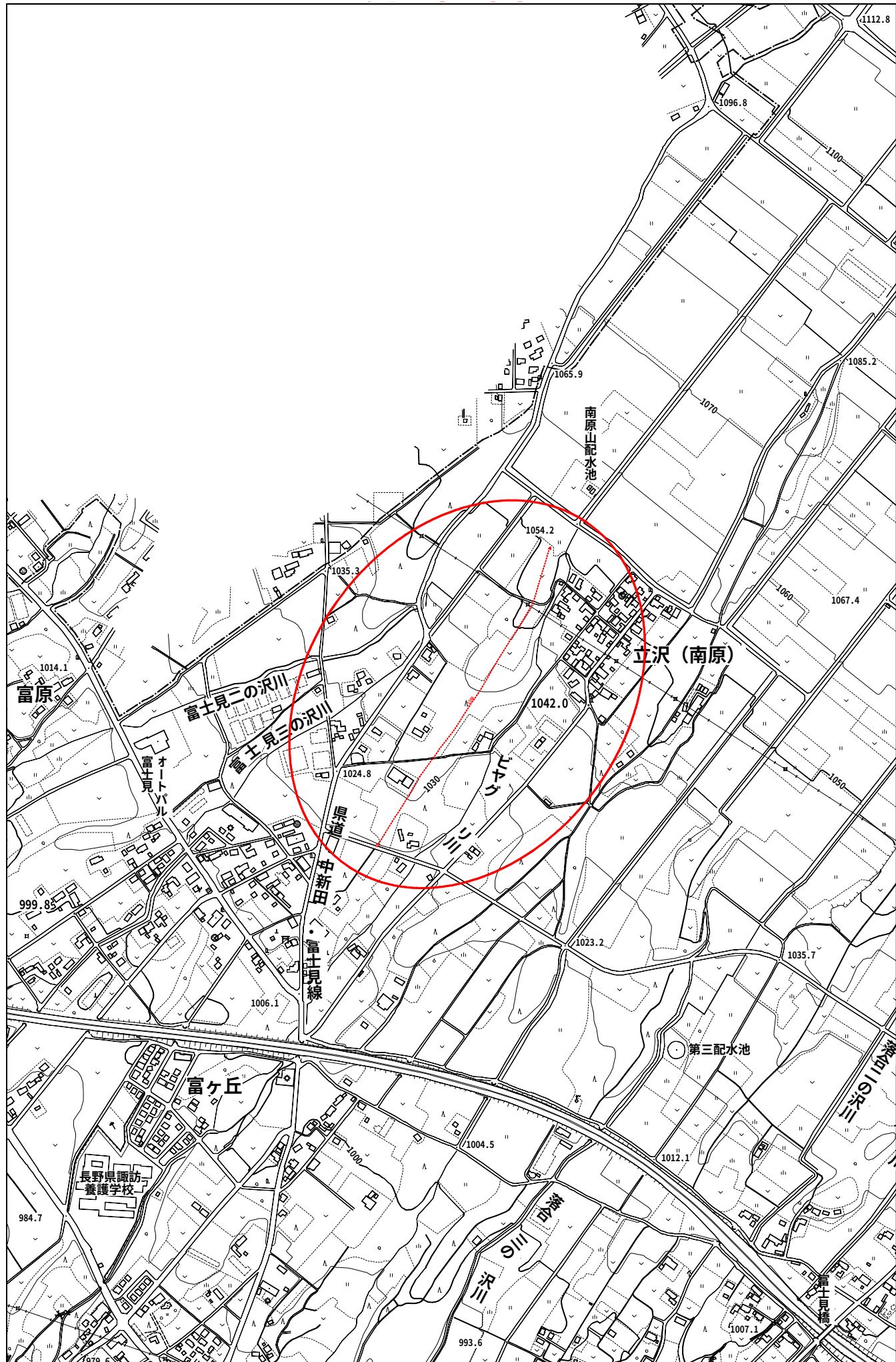
公図 路線廃止（一部含む）



S=1:2,000

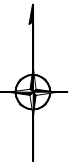
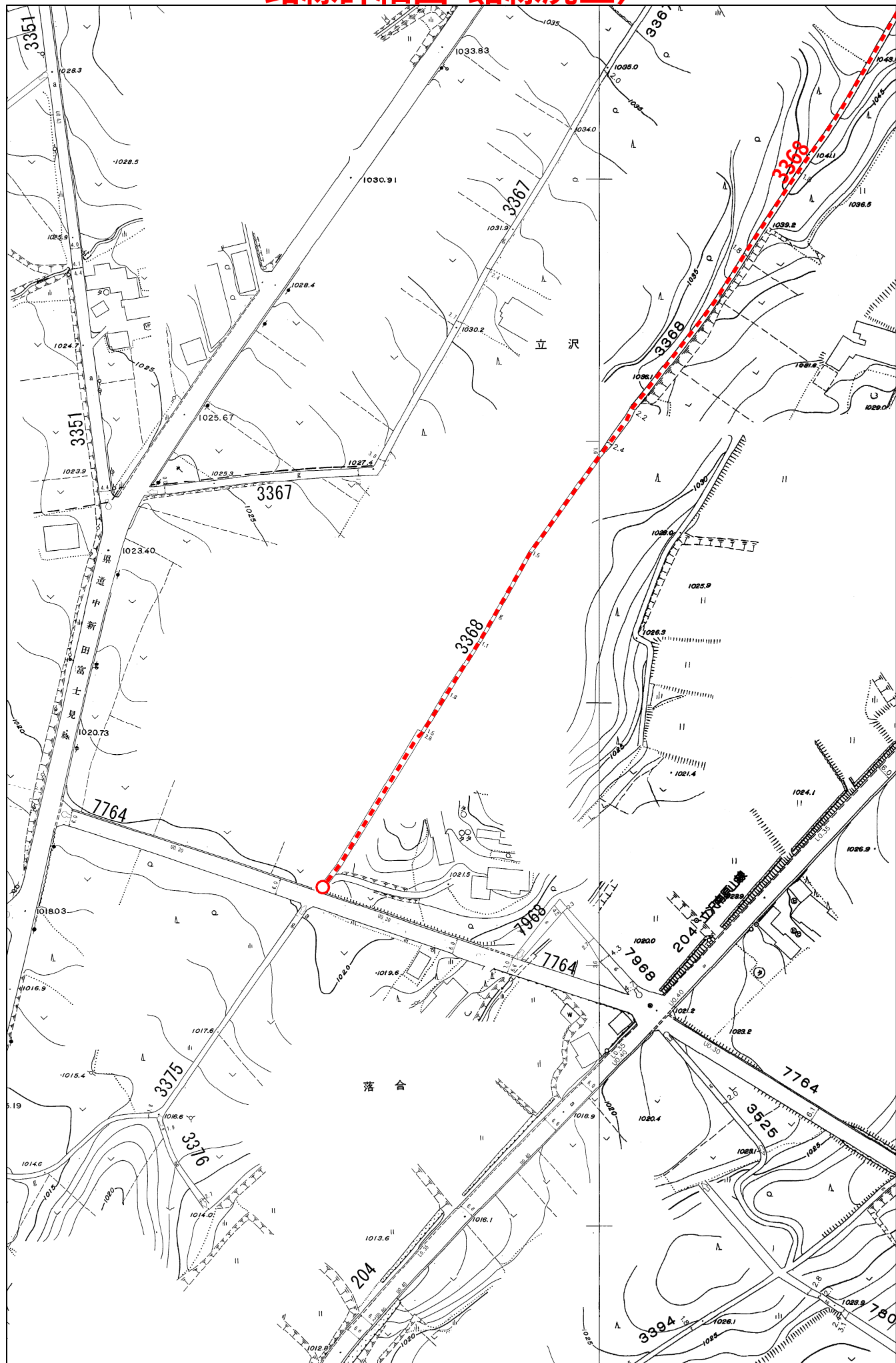


見取図（路線廃止）



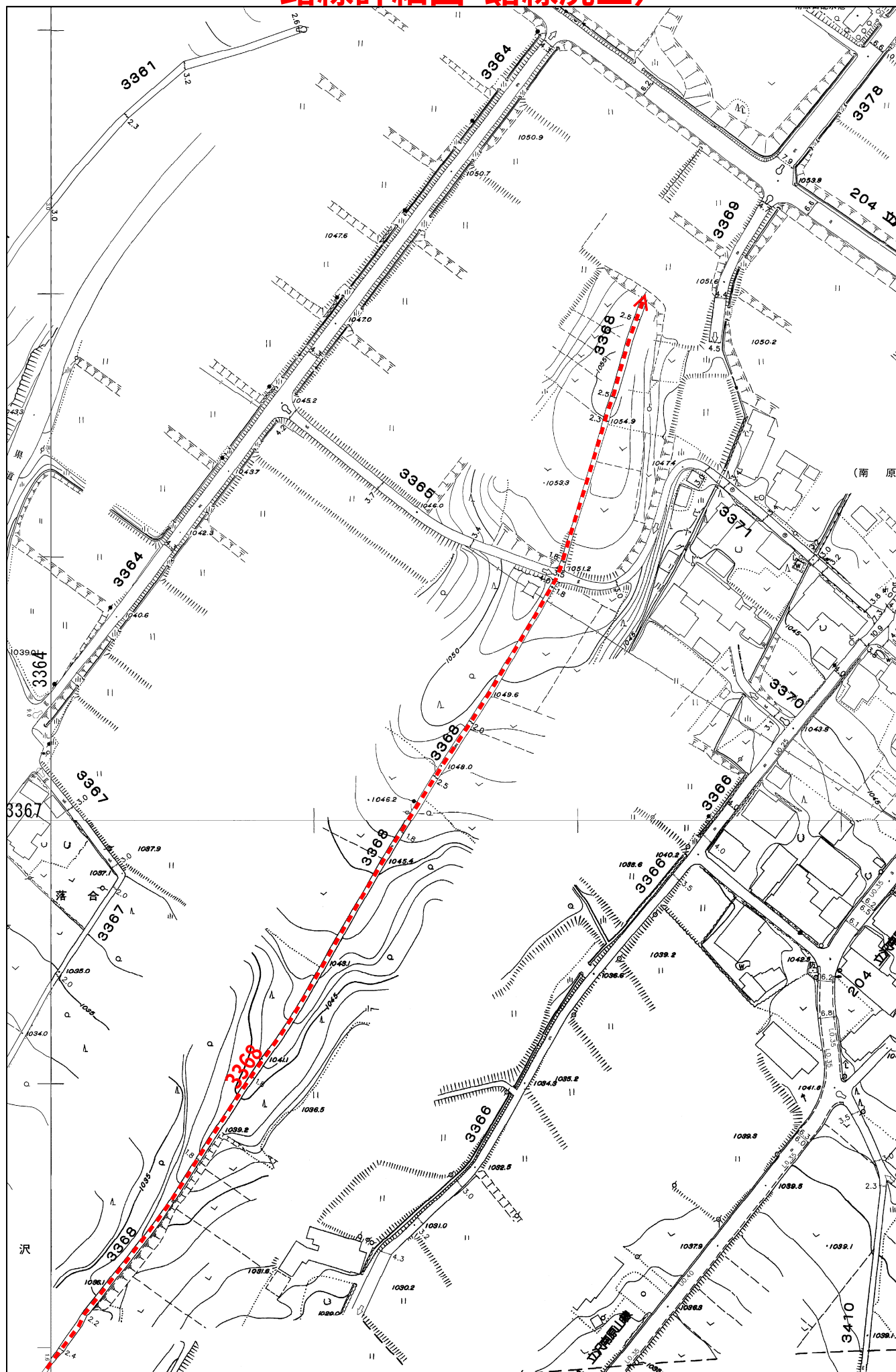
S=1:10,000

路線詳細図 路線廃止)



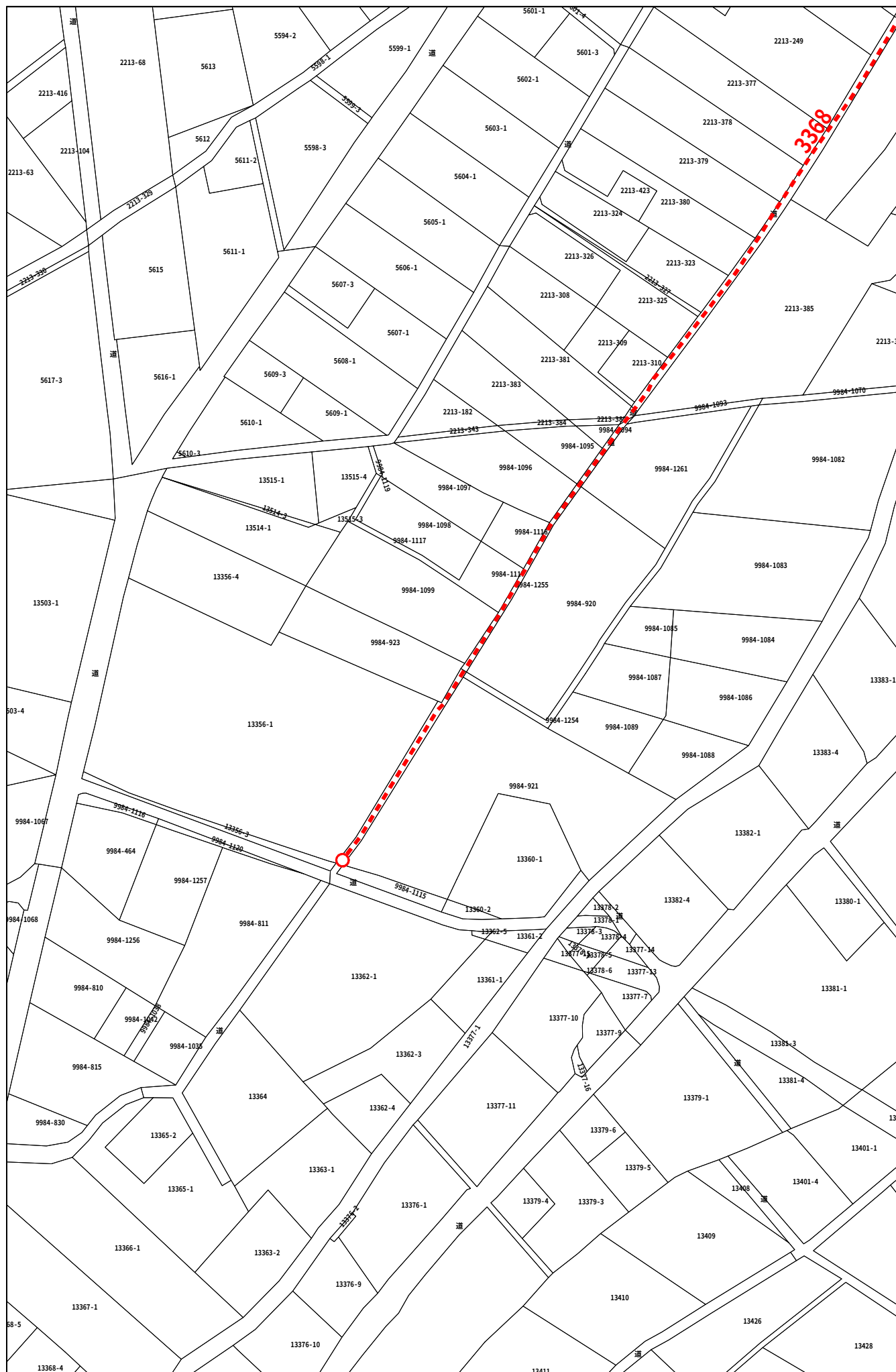
S=1:2,000

路線詳細図 路線廃止)



S=1:2,000

公図（路線廃止）

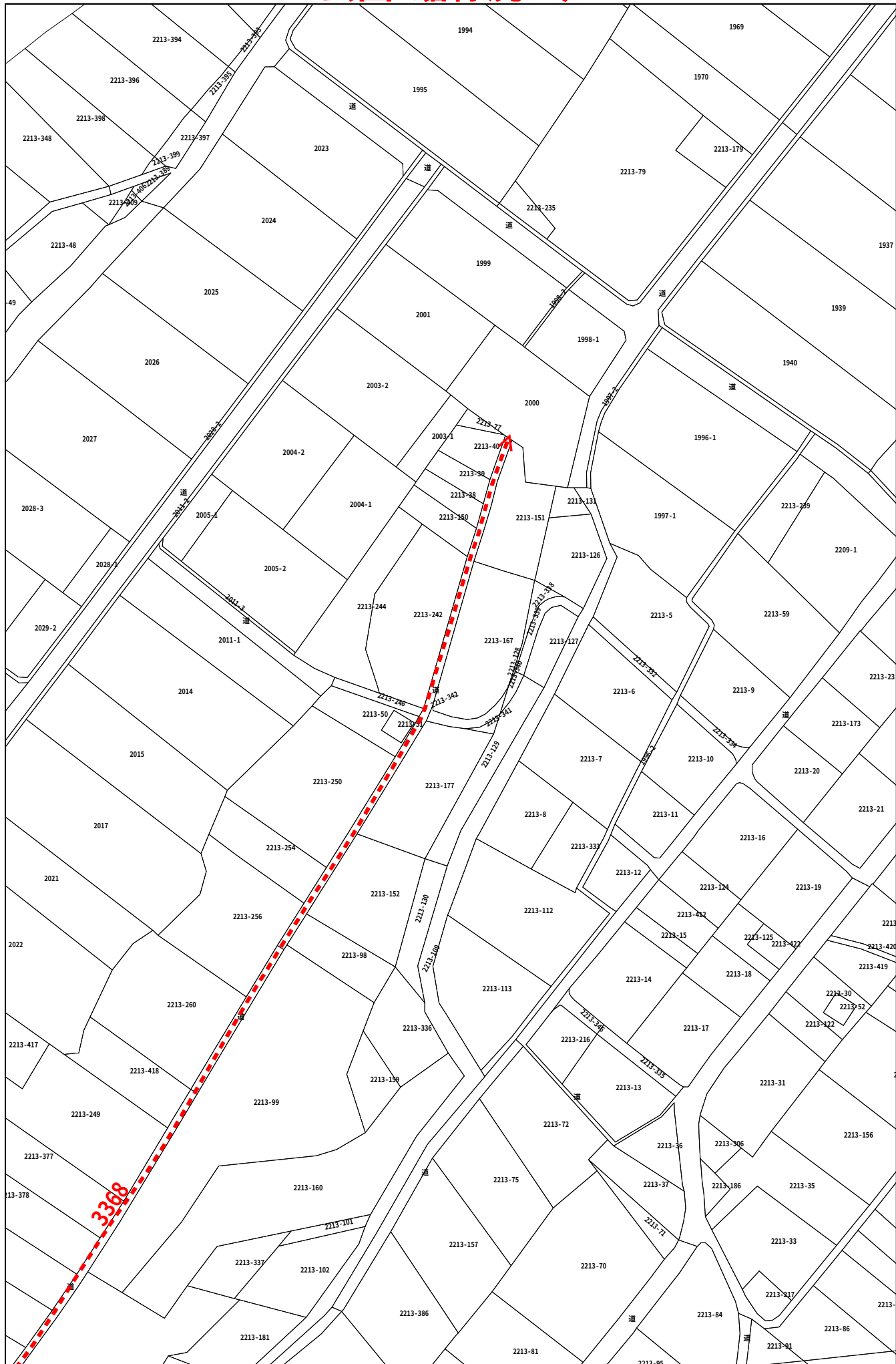


S=1:2,000

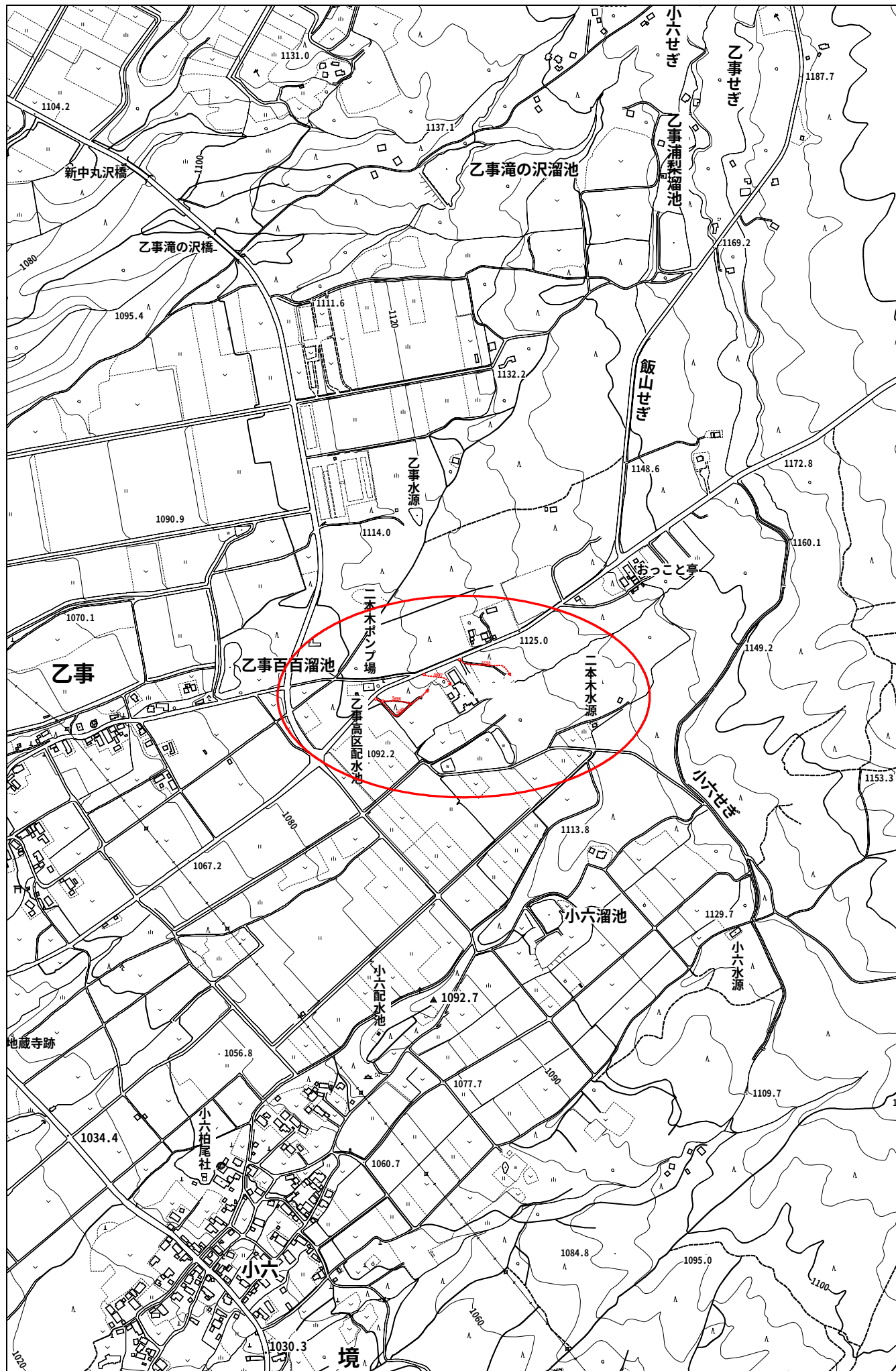
公団 路線廃止)



S=1:2,000

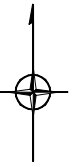
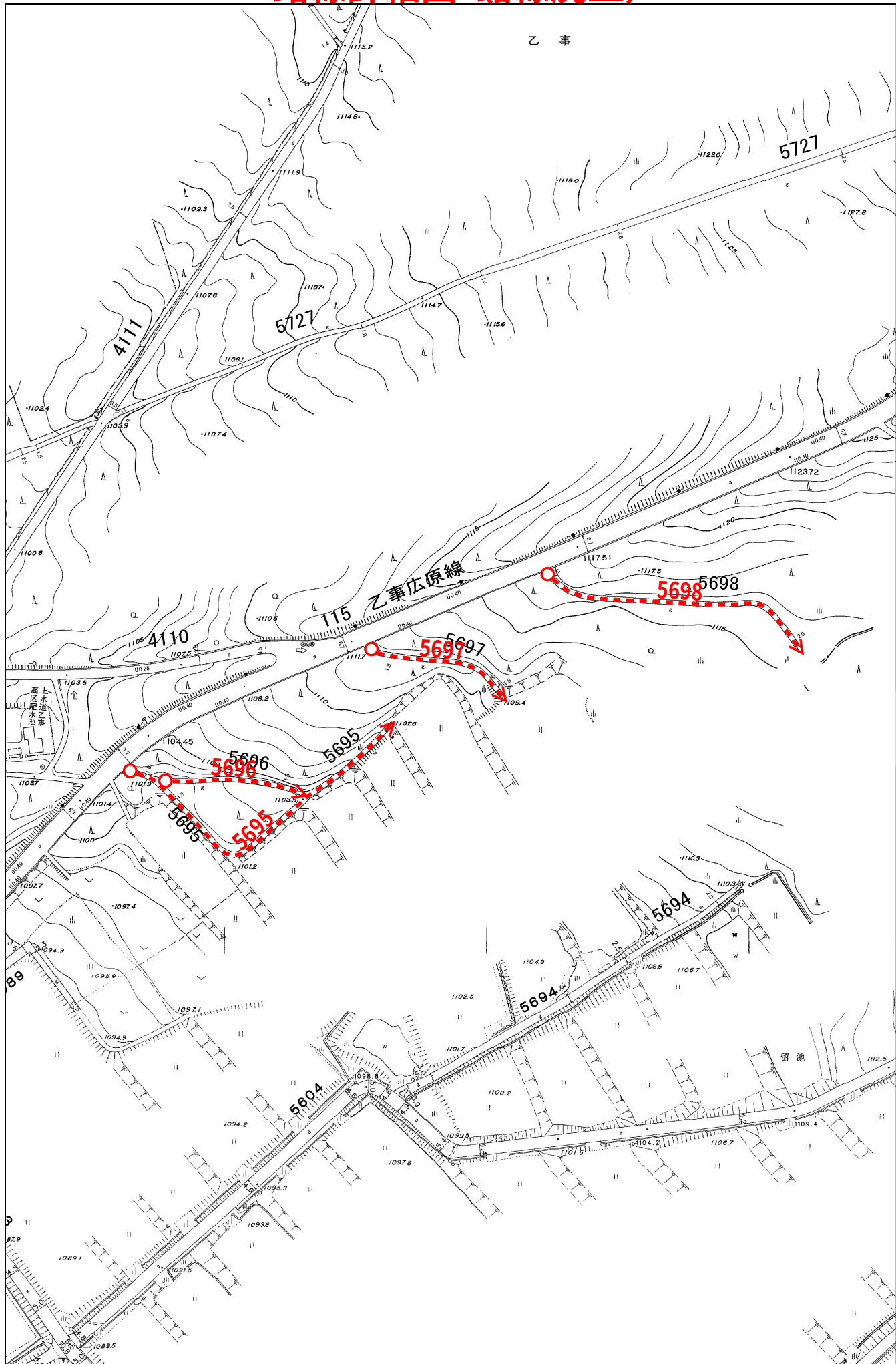


見取図（路線廃止）



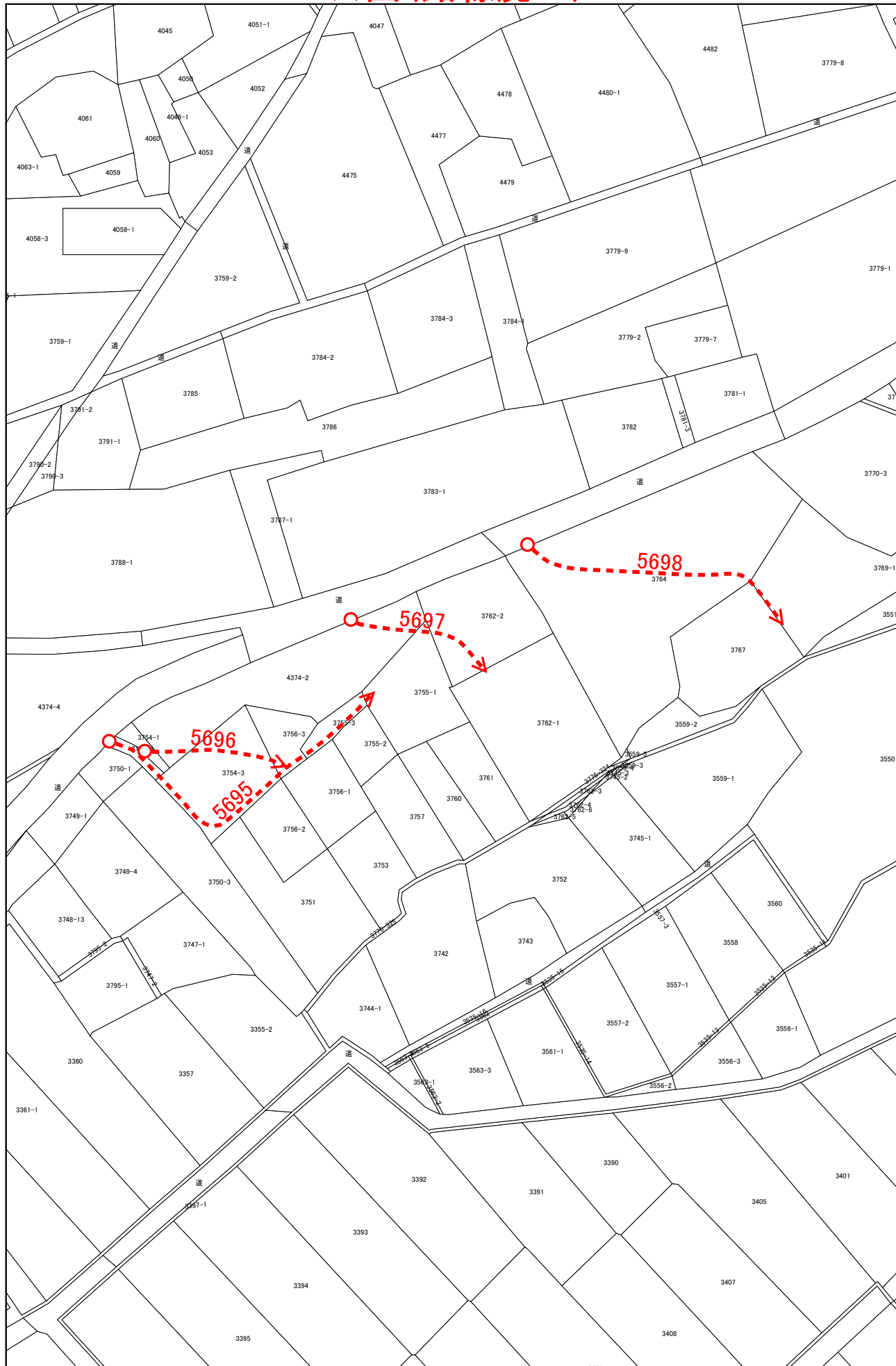
S=1:10,000

路線詳細図 路線廃止)



S=1:2,000

公図(路線廃止)



S=1:2,000